

〈 インフルエンザ・新型コロナウイルス 感染症の出席停止期間について 〉

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。熱が早く下がったとしても、**最低、発症したあと 5 日間は出席停止**となります。また、熱が下がった日によって出席停止期間は延長します。

登校する際の「治癒証明書」は必要ありません。

【 インフルエンザ 】

**「発症した後 5 日間を経過し、かつ、※症状が軽快した後 2 日を経過するまで」が出席停止期間**です。

※解熱剤を使用せず解熱し、呼吸域症状が改善傾向にあること

	発症日	発症後 5 日間（出席停止期間）					発症後 5 日を経過		
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症後 1 日目に解熱した場合		解熱	1 日目	2 日目			OK		
発症後 2 日目に解熱した場合			解熱	1 日目	2 日目		OK		
発症後 3 日目に解熱した場合				解熱	1 日目	2 日目	OK		
発症後 4 日目に解熱した場合					解熱	1 日目	2 日目	OK	
発症後 5 日目に解熱した場合						解熱	1 日目	2 日目	OK

【 新型コロナウイルス 】

**「発症した後 5 日間を経過し、かつ、※症状が軽快した後 1 日を経過するまで」が出席停止期間**

※解熱剤を使用せず解熱し、呼吸域症状が改善傾向にあること

なお、出席停止解除後も発症してから **10 日を経過するまでは**、マスクの着用が推奨されています。

	発症日	発症後 5 日間（出席停止期間）					発症後 5 日を経過	
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
発症後 1 日目に軽快した場合		軽快	1 日目				OK	
発症後 2 日目に軽快した場合			軽快	1 日目			OK	
発症後 3 日目に軽快した場合				軽快	1 日目		OK	
発症後 4 日目に軽快した場合					軽快	1 日目	OK	
発症後 5 日目に軽快した場合						軽快	1 日目	OK